

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例に  
規定する「知事が認める方法」について

平成 28 年 4 月 1 日  
秋田県建設部建築住宅課

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例(平成28年秋田県条例第35号。以下「条例」という。)第2条に規定する「知事が認める方法」は次のとおりとする。

- 1 条例第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号(3)並びに同号(4)に規定する知事が認める方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロ、第10条第1号イ(2)及びロ(2)に示す基準による場合とする。
- 2 条例第2条第1項第5号(1)及び(2)に規定する知事が認める方法は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に示す基準による場合とする。

- ・平成28年4月1日制定
- ・平成29年4月1日改正